

## 木造建築物の設計・施工に係る人材育成等に関する建築物木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第 15 条第 1 項に基づき、一般社団法人埼玉建築士会（以下「甲」という。）と埼玉県（以下「乙」という。）は、木造建築物の設計・施工に係る人材育成等に関する建築物木材利用促進協定を締結する。

### 1. 目的

この協定は、甲の「建築物の木材の利用に関する構想」について、甲及び乙が連携・協力することにより、甲による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

### 2. 建築物木材利用促進構想（甲による木材の利用に関する構想）

#### （1）構想の内容

・甲は、木造建築物の設計・施工に係る人材育成や木造建築物の普及活動等を推進することにより、埼玉県内の建築物における木材の利用の促進に貢献する。

#### （2）構想の達成に向けた取組の内容

- ・甲は、中大規模木造設計セミナーを開催するなど、関係団体と協力し木造建築物の設計・施工に係る技術者の育成を行う。
- ・甲は、県産木材の積極的な利用及び木造建築物の振興に関する乙の施策の周知に協力する。
- ・甲は、川上、川中、川下が連携した木造建築技術者の育成に関する取組を推進する。

### 3. 甲の構想を達成するための乙による支援

乙は、甲の構想の達成に向けて、甲に対し、定期的な情報共有・意見交換への協力、講師の派遣等による情報提供、甲の取組の周知・広報に関する協力等を行う。

### 4. 構想の対象区域

埼玉県内

### 5. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、令和 7 年 3 月 31 日までとする。

### 6. その他

#### （1）実施状況の報告

甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

#### （2）協定の変更及び協議

甲及び乙は、この協定の内容を変更する必要がある場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

#### （3）協定の解除

甲及び乙は、相手方がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙が記名押印の上、各自その一通を保管する。

令和 4 年 3 月 15 日

甲 一般社団法人埼玉建築士会 会長 江口満志

乙 埼玉県 埼玉県知事 大野元裕